

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可した。

平成25年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所	名称	種市南漁業協同組合						
	住所	九戸郡洋野町種市第7地割34番地1						
2 漁業権の免許番号	内共第1号							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	有家川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		基点第1号と基点第1号の2を結ぶ線から上流300メートルまでの間の区域 基点第1号 九戸郡洋野町有家第8地割72番地有家漁港コンクリート導流堤の標識 基点第1号の2 九戸郡洋野町中野第2地割59番地箱石の標識			1月1日から12月31日まで			
	(3) 全長の制限	名称			禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
		いわな			〃			
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いわな	餌釣り 擬餌釣り	円 500	円 4,000	組合事務所及び指定販売所	
ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、300円を加算した額とする。								
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。							
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							

8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払戻しは、しない。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	久慈川漁業協同組合				
	住所	久慈市田高一丁目10番地				
2 漁業権の免許番号	内共第2号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間	
		あゆ	友釣り どぶ釣り	久慈川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで	
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	餌釣り	〃	3月1日から11月30日まで	
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで	
		こい	餌釣り	〃	〃	
		ふな	〃	〃	〃	
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで	
	わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り	大川目町根井口から小久慈町滝ダムえん堤の上流200メートルの地点までの区域	3月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間	
小久慈町滝ダムえん堤から上流200メートルの地点までの長内川の区域			1月1日から12月31日まで			
小久慈町滝ダムえん堤から下流230メートルの地点までの長内川の区域			〃			
山根町下戸鎖橋から下流の遠川隧道口北側までの長内川の区域			1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を除く。)			
湊町久慈湊橋から下流及び夏井川流出口から下流の久慈川河口までの区域			9月1日から翌年2月末日まで			
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（よせ餌容器の使用を含む。）及び潜水による採捕は、禁止する。					

	(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長					
		やまめ	13センチメートル以下					
		さくらます	20センチメートル以下					
		いwana	13センチメートル以下					
		うなぎ	30センチメートル以下					
		うぐい	10センチメートル以下					
		こい	20センチメートル以下					
	ふな	10センチメートル以下						
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ若しくはいwanaの特設釣場又はやまめ若しくはいwanaのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 1,500	円 9,000	組合事務所及び指定販売所
	やまめ さくらます いwana うぐい わかさぎ			餌釣り 擬餌釣り				
	うなぎ こい ふな かじか			餌釣り				
	雑魚			やまめ さくらます いwana うぐい わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ こい ふな かじか	餌釣り					
	<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、3分の2に相当する額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
				やまめ さくらます いwana うぐい わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り			
				うなぎ こい ふな かじか	餌釣り			
雑魚				やまめ さくらます いwana うぐい わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ こい ふな かじか	餌釣り				
<p>個人 15,700円 団体 14,000円</p>								
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							

関する事項	
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	下安家漁業協同組合			
	住 所	九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地			
2 漁業権の免許番号	内共第3号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間
		あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉町の町村境から下流の安家川本支流の免許区域	8月1日から10月31日まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで
		もくずがに	餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。			
(2) 区域の制限	区 域			禁 止 期 間	
	下安家大橋橋脚下流端から旧国道橋までの区域			1月1日から12月31日まで	
	淀川（旧国道橋上流の中州北側の支流）			〃	
	旧国道橋から上流1,800メートルまでの区域			1月1日から4月30日まで	
	旧国道橋から上流500メートルまでの区域			9月17日から同月26日まで	
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名 称		禁 止 に 係 る 全 長		
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下		

		いわな			”			
		うなぎ			30センチメートル以下			
		うぐい			13センチメートル以下			
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、いわな若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務所 及び指定販売所
	やまめ さくらます いわな うぐい かじか			餌釣り 擬餌釣り	1,200			
	うなぎ もくずがに			餌釣り				
	やまめ さくらます いわな うぐい かじか			餌釣り 擬餌釣り	900	6,000		
	うなぎ もくずがに	餌釣り						
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
			やまめ さくらます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り				22,400
うなぎ もくずがに			餌釣り					
やまめ さくらます いわな うぐい かじか			餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000			
うなぎ もくずがに		餌釣り						
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、次の区域及び期間においては、川底をかくはんしないこと。</p>							

	下安家旧国道橋から上流500メートル（通称上坂）までの区域であって、9月17日から10月31日までの期間
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	安家川漁業協同組合				
	住 所	下閉伊郡岩泉町安家字松林97番地				
2 漁業権の免許番号	内共第3号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り どぶ釣り	野田村と岩泉町の町村境から上流の安家川本支流の免許区域	8月1日から10月31日まで	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで	
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで	
		うぐい	〃	〃	3月1日から12月31日まで	
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間	
		茂井長とろ淵の上流100メートルの地点から同淵の下流200メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで	
		年々川全域			〃	
川口沼淵の全300メートルの区域			〃			
松ヶ沢保呂草滝の上流200メートルの地点から同滝の下流200メートルの地点までの区域			〃			
元村清水川全域及び同川との合流点から下流の中の橋までの安家川本流の区域			1月1日から12月31日まで (組合が定めて公表する日を除く。)			
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。					
(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下			
	いわな		〃			

		うぐい	”				
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、いわな若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、いわな若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 1,500	円 12,200	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	円 1,300	円 8,600	
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
		やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り				
	雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000		
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	普代村漁業協同組合
	住 所	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4
2 漁業権の免許番号	内共第4号	

3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		やまめ	竿釣 ^{きお} り（餌釣 ^{きお} り又は擬餌釣 ^{きお} り）	普代川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
		いわな			〃			
		うぐい			〃			
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いわな うぐい	竿釣 ^{きお} り（餌釣 ^{きお} り又は擬餌釣 ^{きお} り）	円 500	円 3,000	組合事務所	
<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、100円を加算した額とする。</p>								
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日							

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	小本河川漁業協同組合					
	住 所	下閉伊郡岩泉町小本字南中野3番地7					
2 漁業権の免許番号	内共第5号						
3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り 使用する釣竿 ^{きお} は、 1本	岩泉町袈野字袈野 と同町乙茂字三田 市との境界から下	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		

		流の小本川本支流 の免許区域	
やまめ	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	3月1日から9月30日まで
さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで
うなぎ	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	1月1日から12月31日まで
うぐい	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	〃
こい	〃	〃	〃
ふな	〃	〃	〃
かじか	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	6月1日から9月30日まで
組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。			
(2) 区域の制限	区 域	禁止期間	
	小本川小本橋上流端から下流40メートルまで及び同橋上流端から上流20メートルまでの区域	7月1日から11月30日まで（あゆの採捕に限る。）	
	岩泉町袈野字袈野えん堤下流端から下流20メートルまで及び同えん堤下流端から上流100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。		
(4) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長	
	やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下	
	さくらます	20センチメートル以下	
	いwana	13センチメートル以下	
	うなぎ	30センチメートル以下	
	うぐい	10センチメートル以下	
	こい	〃	
	かじか	8センチメートル以下	

	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いwana若しくはにじますの特設釣場又はやまめ、いwana若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円 1,400	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,000	5,000	
			うなぎ かじか	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ かじか	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000	
うなぎ かじか	さ <small>きお</small> 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）						
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	小本川漁業協同組合			
	住 所	下閉伊郡岩泉町岩泉字村木20番地 1			
2 漁業権の免許番号	内共第 5 号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間
		あゆ	友釣り 使用する釣竿は、 1 本	岩泉町袈野字袈野 と同町乙茂字三田 市との境界から上 流の小本川本支流 の免許区域	7 月 1 日から10月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間
		やまめ	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1 本	〃	3 月 1 日から 9 月30日まで
		さくらます	〃	〃	3 月 1 日から 6 月30日まで
		いわな	〃	〃	3 月 1 日から 9 月30日まで
		うなぎ	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り） 使用する釣竿は、 1 本	〃	1 月 1 日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1 本	〃	〃
		こい	竿釣り（餌釣り） 使用する釣竿は、 1 本	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り） 使用する釣竿は、 1 本	〃	6 月 1 日から 9 月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間
			三田市川と小本川との合流点から岩泉町乙茂地内の 三田市砂防えん堤までの区域		1 月 1 日から12月31日まで
		東北電力岩泉発電所放水口から下流50メートルまで の区域		4 月20日から 5 月20日まで	
		大川岩洞発電所櫃取取水えん堤上流端から下流50メ		1 月 1 日から12月31日まで	

		一トルまでの区域					
		大川浅内発電所猿走取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域				〃	
		大川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域				〃	
		小本川浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流70メートルまでの区域				〃	
		小本川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域				〃	
	(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長				
		やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下				
		さくらます	20センチメートル以下				
		いわな	13センチメートル以下				
		うなぎ	30センチメートル以下				
		うぐい	10センチメートル以下				
		こい	〃				
		かじか	8センチメートル以下				
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな若しくはにじますの特設釣場又はやまめ、いわな若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円 1,400	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
		雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい	きお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,000	5,000	
			うなぎ かじか	きお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
			こい ふな	きお竿釣り（餌釣り）			
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会
			やまめ さくらます いわな うぐい	きお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			

			い				事務所
			うなぎ かじか	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り）			
			こい ふな	きお 竿釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り）	15,700	14,000	
			うなぎ かじか	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手 釣り（餌釣り）			
			こい ふな	きお 竿釣り（餌釣り）			
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名 称及び住所	名 称	田老町河川漁業協同組合				
	住 所	宮古市田老字館が森129番地2				
2 漁業権の免許 番号	内共第6号 内共第7号					
3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り	摂待川及び田代川 の本支流の免許区 域	7月1日から11月30日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間	
			がら掛け	〃	9月1日から11月30日まで	
		やまめ	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで	
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで	
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで	
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
(2) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長				

		やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下				
		いわな	〃				
		うぐい	10センチメートル以下				
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 500	円 3,000
	やまめ さくらま す いわな うぐ い			竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	400	1,000	
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
		やまめ さくらま す いわな うぐ い	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）				
雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000			
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	閉伊川漁業協同組合				
	住 所	宮古市宮町三丁目10番59号				
2 漁業権の免許番号	内共第8号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り	閉伊川本支流の免許区域	7月1日から11月30日まで	

			どぶ釣り	牛伏橋から下流の 免許区域	〃		
			がら掛け	根城橋から下流の 免許区域	8月16日から11月30日まで		
	やまめ	餌釣り 擬餌釣り	閉伊川本支流の免 許区域		3月1日から9月30日まで		
	さくらます	〃	〃		3月1日から6月30日まで		
	いwana	〃	〃		3月1日から9月30日まで		
	うなぎ	餌釣り 置釣り 筒（口径20センチ メートル以下）	〃		4月1日から11月30日まで		
	うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃		3月1日から9月30日まで		
		がら掛け	〃		3月1日から4月30日まで		
	かじか	餌釣り やす	〃		6月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		宮古市川井地内の川井発電用取水口えん堤上流端の 上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流 100メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで		
	(3) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下			
		いwana		〃			
		うなぎ		30センチメートル以下			
		うぐい		13センチメートル以下			
4 遊漁料の額及 びその納付の方 法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円	円	組合事務所 及び指定販 売所
			やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	一般 1,500 高等学校 生徒	一般 10,000 高等学校 生徒	
			うなぎ	餌釣り 置釣り 筒	1,000 中学生 徒 750	3,000 中学生 徒 2,000	
			かじか	餌釣り やす			
			やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	一般 1,000 高等学校 生徒 700	8,000	
		うなぎ	餌釣り 置釣り 筒	中学生 徒 500			
		かじか	餌釣り やす				

				一般 1,000 高等学校 生徒 700 中学校生 徒 500	一般 6,000 高等学校 生徒 3,000 中学校生 徒 2,000		
				一般 500 高等学校 生徒 300 中学校生 徒 200	一般 4,000 高等学校 生徒 2,000 中学校生 徒 1,000		
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、一般の区分の金額の半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	餌釣り 置釣り筒			
			かじか	餌釣り やす			
			雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい			
		うなぎ		餌釣り 置釣り筒			
		かじか		餌釣り やす			
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						

る措置に関する事項	
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	宮古漁業協同組合						
	住所	宮古市光岸地4番40号						
2 漁業権の免許番号	内共第9号							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	さお竿釣り（友釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、1本	津軽石川本支流の 免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで			
			さお竿釣り（がら掛け） 使用する釣竿は、1本	〃	8月1日から10月31日まで			
		うぐい	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、1本	〃	3月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		津軽石川河口から稲荷橋上流端の上流230メートルの地点（旧稲荷橋上流端）までの区域			11月1日から翌年2月末日まで			
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	うぐい		10センチメートル以下					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		一般遊漁料	全魚種	あゆ	さお竿釣り（友釣り、擬餌釣り又はがら掛け）	円 300	円 2,000	組合事務所及び指定販売所
				うぐい				
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、200円を加算した額とする。							
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
6 遊漁に際し守	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							

るべき事項	
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	大槌河川漁業協同組合					
	住 所	上閉伊郡大槌町栄町23番22号					
2 漁業権の免許番号	内共第10号 内共第11号						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り どぶ釣り	大槌川及び小槌川の本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで		
			がら掛け	〃	9月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		ア がら掛けによるあゆの採捕は、午後4時から午後10時までとする。					
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域		禁止期間			
		大槌川大石橋上流端から旧大槌中学校えん堤下流端までの区域		1月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで			
		小槌川桜木町えん堤上流端から寺野水門下流端までの区域		〃			
	(3) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
さくらます		30センチメートル以下					
いわな		13センチメートル以下					
うぐい		10センチメートル以下					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 1,500	円 5,000	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらま	餌釣り 擬餌釣り			

		す いわな うぐ い					
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
やまめ さくらま す いわな うぐ い			餌釣り 擬餌釣り				
雑魚		やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000		
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、1月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日までの期間、次に掲げる区域においては、川底をかくはんしないこと。</p> <p>ア 大槌川 大石橋上流端から旧大槌中学校えん堤下流端まで</p> <p>イ 小槌川 桜木町えん堤上流端から寺野水門下流端まで</p>						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	鵜住居川漁業協同組合				
	住 所	釜石市鵜住居町第13地割17番地6				
2 漁業権の免許番号	内共第12号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り どぶ釣り	鵜住居川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	

			がら掛け	〃	10月1日から11月30日まで		
	やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
	さくらます	〃	〃	〃	3月1日から5月31日まで		
	いwana	〃	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
	うぐい	〃	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 区域の制限	区 域			禁 止 期 間			
	県道35号日ノ神橋下流端から下流の免許区域			9月1日から12月31日まで			
	長内川長内橋下流端から下流の免許区域			〃			
(3) 全長の制限	名 称		禁 止 に 係 る 全 長				
	やまめ (ひかりを含む。)		13センチメートル以下				
	さくらます		20センチメートル以下				
	いwana		13センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 1,500	円 5,500	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ さくらます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000	
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、9月1日から12月31日までの期間、次に掲げる区域においては、川底をかくはんしない						

	こと。 ア 県道35号日ノ神橋下流端から下流の免許区域 イ 長内川長内橋下流端から下流の免許区域
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	吉浜漁業協同組合						
	住 所	大船渡市三陸町吉浜字向野32番地7						
2 漁業権の免許番号	内共第13号							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		やまめ	きお 竿釣り	吉浜川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長				
		やまめ		13センチメートル以下				
		さくらます		20センチメートル以下				
		いわな		13センチメートル以下				
うぐい		10センチメートル以下						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いわな うぐい	きお 竿釣り	500 円	2,000 円	組合事務所及び指定販売所	
ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、50円を加算した額とする。								
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							

7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	盛川漁業協同組合			
	住所	大船渡市赤崎町字石橋前10番地7			
2 漁業権の免許番号	内共第14号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り又は擬餌釣り（リール竿 <small>きお</small> を除く。）	盛川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
			がら掛け（リール竿 <small>きお</small> を除く。）	猪川町大渡橋から上流の免許区域	8月25日から9月10日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	盛川本支流の免許区域	3月1日から5月31日まで及び7月1日から9月30日まで
		さくらます	餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで
		いわな	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで及び7月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り どう	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り がら掛け	〃	〃
		こい	餌釣り	〃	1月1日から9月30日まで
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間	
		大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤体の下流115メートルの地点までの区域（ダム湖に流入する支流を除く。）		1月1日から12月31日まで	
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下		
	いわな		〃		

		うなぎ		30センチメートル以下			
		うぐい		10センチメートル以下			
		こい		〃			
		かじか		5センチメートル以下			
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆの特設釣場又はあゆのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り、擬餌釣り 又はがら掛け（リール竿を除く。）	円 1,000	円 7,000	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ いwana かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			さくらます こい	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り がら掛け			
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び大船渡市の区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする（日券を除く。）。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			さくらます こい	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
		雑魚	やまめ いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700	円 14,000	
			さくらます こい	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
5 遊漁承認に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、次の区域及び期間においては、川底をかくはんしないこと。 大渡橋から佐野橋までの区域であって、6月1日から11月30日までの期間</p>						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						

8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	気仙川漁業協同組合			
	住所	気仙郡住田町世田米字世田米駅33番地			
2 漁業権の免許番号	内共第15号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	竿釣り（友釣り、餌釣り又は擬餌釣り）	気仙川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から5月31日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	手釣り又は竿釣り（餌釣り）	〃	3月1日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで
		こい	〃	〃	〃
		ふな	竿釣り（餌釣り）	〃	〃
		かじか	竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から9月30日まで
	もくずがに	手釣り又は竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から12月31日まで	
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
陸前高田市横田町金成橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで		
陸前高田市竹駒町竹駒鉄橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルまでの間の区域			9月1日から11月30日まで		
陸前高田市竹駒町水量測定ポールから下流130メートルまでの間の区域			〃		
気仙川本支流			6月1日から同月30日まで		
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器を使用する場合を含む。）、潜水、やす、かぎ及び水中鏡（水中メガネを含む。）による採捕は、禁止する（やす、かぎ及び水中鏡については、幼児、小学校児童及び中学校生徒を除く。）。				
(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長			

		やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下				
		いわな	〃				
		うなぎ	30センチメートル以下				
		うぐい	10センチメートル以下				
		こい	〃				
		もくずがに	5センチメートル以下（甲幅）				
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ若しくはいわなの特設釣場又はあゆ、やまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	さきお 竿釣り（友釣り、 餌釣り又は擬餌釣り）	円 1,300	円 9,000	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらま す いわな うぐ い こい	さきお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ もくずが に	さきお 手釣り又は竿釣り （餌釣り）			
			ふな かじか	さきお 竿釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい	さきお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,100	7,000	
			うなぎ もくずが に	さきお 手釣り又は竿釣り （餌釣り）			
			ふな かじか	さきお 竿釣り（餌釣り）			
		<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所
		全魚種	あゆ	さきお 竿釣り（友釣り、 餌釣り又は擬餌釣り）	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ さくらま す いわな うぐ い こい	さきお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ もくずが に	さきお 手釣り又は竿釣り （餌釣り）			
			ふな かじか	さきお 竿釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらま	さきお 竿釣り（餌釣り又	15,700	14,000	

		す いわな うぐ い こい	は擬餌釣り)		
		うなぎ もくずが に	手釣り又は竿釣り (餌釣り)		
		ふな かじか	竿釣り (餌釣り)		
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。				
6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。				
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。				
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。				
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日				

1 漁業権者の名 称及び住所	名 称	西部九戸河川漁業協同組合				
	住 所	九戸郡軽米町大字軽米第8地割83番地1				
2 漁業権の免許 番号	内共第16号					
3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	新井田川本支流の 免許区域	7月1日から11月30日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで	
		いわな	〃	〃	〃	
		うなぎ	餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで	
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃	
		こい	〃	〃	〃	
		ふな	〃	〃	〃	
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間	
雪谷川蓮台野橋上流端から日ノ戸橋下流端までの区域			4月1日から6月30日まで			
瀬月内川榮橋上流端から蒔田橋下流端までの区域			〃			
(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長		
	やまめ (ひかりを含む。)			13センチメートル以下		
	いわな			15センチメートル以下		

		うなぎ			30センチメートル以下								
		こい			10センチメートル以下								
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所						
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 700	円 5,100	組合事務所 及び指定販 売所						
			やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り									
			うなぎ	餌釣り									
			雑魚	やまめ いわな うぐい こい ふ な				餌釣り 擬餌釣り	500	3,000			
		うなぎ	餌釣り										
	<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>												
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所						
								全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所
									やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り			
うなぎ									餌釣り				
雑魚									やまめ いわな うぐい こい ふ な	餌釣り 擬餌釣り			
うなぎ								餌釣り					
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。												
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。												
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。												
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。												
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日												

1 漁業権者の名称及び住所	名称	南部馬淵川漁業協同組合			
	住所	二戸市金田一字大釜42番地 6			
2 漁業権の免許番号	内共第17号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り	馬淵川と安比川との合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川本支流の免許区域	7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	4月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
		こい	餌釣り	〃	〃
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間	
		馬淵川舌崎発電所下山井用水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の区域		1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までのあゆの友釣りによる採捕を除く。）	
		安比川大淵発電所合川用水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点までの間の区域		〃	
安比川二戸市浄法寺町滝見橋上流端の上流200メートルの地点から同下流端の下流100メートルの地点までの間の区域		〃			
(3) 漁具・漁法の制限	次に掲げる漁具・漁法による採捕は、禁止する。				
	ア まき餌（餌容器の使用を含む。） イ 馬淵川本流及び安比川本流の区域における5月1日から6月30日までの間の毛針釣り（ルアーを除く。）				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ（ひかりを含む。）		15センチメートル以下		
	いわな		〃		
	うなぎ		30センチメートル以下		
	うぐい		15センチメートル以下		
	こい		20センチメートル以下		

4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 1,500	円 10,000	組合事務所及び指定販売所			
			やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り						
			うなぎ	置釣り						
			こい	餌釣り						
			雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか				餌釣り 擬餌釣り	円 700	円 5,000
		うなぎ	置釣り							
		こい	餌釣り							
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者並びに二戸市の区域内及び八幡平市のうち旧安代町に係る区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者並びに二戸市の区域内及び八幡平市のうち旧安代町に係る区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>								
		(2) 県内共通遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400		円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り									
うなぎ	置釣り									
こい	餌釣り									
雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか			餌釣り 擬餌釣り	円 15,700		円 14,000			
うなぎ	置釣り									
こい	餌釣り									
5 遊漁承認に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。									
6 遊漁に際し守べき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。									
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。									
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。									

9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日
------------	-----------

1 漁業権者の名称及び住所	名称	上馬淵川漁業協同組合			
	住所	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9			
2 漁業権の免許番号	内共第17号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り がら掛け	馬淵川と安比川との合流点から上流の馬淵川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	4月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
		こい	餌釣り	〃	〃
		わかさぎ	〃	大志田ダム湖の区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		<p>ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、2尾以内とする。</p> <p>イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。</p>			
(2) 区域の制限	区域			禁止期間	
	一戸町越田発電用取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで	
	一戸町姉帯字名子根えん堤上流端から上流300メートルの地点までの区域			〃	
	葛巻町市部内大名神淵から上流300メートルの地点までの区域			〃	
	葛巻町寺畑屋淵から上流200メートルの地点までの区域			〃	
	葛巻町泡淵から上流200メートルの地点までの区域			〃	
	一戸町大志田ダムえん堤上流端の上流1.5キロメートルの地点から同えん堤下流端の下流510メートル(大志田橋)の地点までの区域			〃	
(3) 漁具・漁法	まき餌(餌容器の使用を含む。)による採捕は、禁止する。				

	の制限										
	(4) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長								
		やまめ (ひかりを含む。)	13センチメートル以下								
		いわな	〃								
		うなぎ	30センチメートル以下								
		うぐい	10センチメートル以下								
		こい	〃								
4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所				
		あゆ	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,200	円 7,000	組合事務所 及び指定販 売所				
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	600	5,000					
			うなぎ	置釣り							
			こい	餌釣り							
			わかさぎ	わかさぎ				餌釣り	500		
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>									
		(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所			
			全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所			
				やまめ さくらま す いわな うぐ い	餌釣り 擬餌釣り						
うなぎ	置釣り										
こい	餌釣り										
雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い			餌釣り 擬餌釣り	円 15,700				円 14,000		
	うなぎ		置釣り								
	こい		餌釣り								
	5 遊漁承認証に関する事項										
	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。										
6 遊漁に際し守るべき事項											
久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
7 漁場監視員に関する事項											
種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
8 違反者に対する措置に関する											
種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											

事項	
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	岩手県米代川漁業協同組合						
	住所	八幡平市欠田13番地1						
2 漁業権の免許番号	内共第18号							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		やまめ	置釣り 餌釣り 擬餌釣り	米代川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		米代川と白沢川との合流点から下流の国道282号館市橋上流端までの間の区域			4月1日から6月30日まで			
	(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
		やまめ		13センチメートル以下				
		いわな		〃				
うぐい		10センチメートル以下						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ いわな うぐい	置釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 500	円 3,000	組合事務所 及び指定販売所	
			<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>					
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。							
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日							

行日	
----	--

1 漁業権者の名称及び住所	名称	上北上川漁業協同組合			
	住所	岩手郡岩手町大字川口第28地割420番地			
2 漁業権の免許番号	内共第19号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	さお竿釣り（友釣り）	松川との合流点から上流の北上川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで
		いわな	〃	〃	〃
		うなぎ	置釣り 筒	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	〃
		こい	さお竿釣り（餌釣り）	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
		丹藤川川口頭首工から上流800メートルまでの間の区域			4月1日から6月30日まで
		丹藤川川口滝地内の滝の上流50メートルの地点から同滝の下流50メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで
		一方井ダムえん堤下流端から下流500メートルの地点までの間の区域			〃
	(3) 漁具・漁法の制限	やまめ、いわな、うぐい、こい、ふな又はかじかの採捕を目的としたまき餌（餌容器の使用を含む。）は、禁止する。			
(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長			
	やまめ	13センチメートル以下			
	いわな	〃			
	うなぎ	30センチメートル以下			
	うぐい	10センチメートル以下			
	こい	15センチメートル以下			
(5) その他	ふな				
	13センチメートル以下				
(5) その他 組合が濃密放流して開設するいわな若しくはやまめの特設釣場又はいわな若しくはやまめのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					

4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	さお 竿釣り (友釣り)	円 1,000	円 7,100	組合事務所及び指定販売所								
			やまめ いwana うぐい	さお 竿釣り (餌釣り又は擬餌釣り)											
			うなぎ	置釣り 筒											
			こい ふな かじ か	さお 竿釣り (餌釣り)											
		雑魚	やまめ いwana うぐい	さお 竿釣り (餌釣り又は擬餌釣り)	700	6,100									
			うなぎ	置釣り 筒											
			こい ふな かじ か	さお 竿釣り (餌釣り)											
		<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>													
		(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人		団体	納付場所						
										全魚種	あゆ	さお 竿釣り (友釣り)	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
やまめ いwana うぐい	さお 竿釣り (餌釣り又は擬餌釣り)														
うなぎ	置釣り 筒														
こい ふな かじ か	さお 竿釣り (餌釣り)														
雑魚	やまめ いwana うぐい						さお 竿釣り (餌釣り又は擬餌釣り)			15,700	14,000				
	うなぎ						置釣り 筒								
	こい ふな かじ か						さお 竿釣り (餌釣り)								
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。														
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。														
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。														
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。														
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日														

1 漁業権者の名称及び住所	名称	岩洞湖漁業協同組合					
	住所	盛岡市玉山区藪川字外川288番地の2					
2 漁業権の免許番号	内共第20号						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		やまめ	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	岩洞湖の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		ひめます	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	〃	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
		わかさぎ	さお竿釣り又は手釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで（氷上釣りの場合は、1月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間）		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間			
		岩洞湖のえん堤の中心線から50メートルまでの湖の地点を同えん堤と平行に結んだ線までの間の区域		1月1日から12月31日まで（氷上わかさぎ釣りの期間中は除く。）			
		岩洞湖の注水口に設置した禁漁区標柱ア点、浮標のイ点、ウ点、エ点及び標柱オ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域		1月1日から12月31日まで			
		岩洞湖の取水口に設置した禁漁区標柱ア点、イ点及びウ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域		〃			
(3) 漁具・漁法の制限	潜水、動力漁船、網及びやすによる採捕、薬品を用いる採捕並びに水中に電流を通じてする採捕は、禁止する。						
(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下					
	さくらます	25センチメートル以下					
	ひめます	15センチメートル以下					
	いwana	13センチメートル以下					
	うぐい	10センチメートル以下					
	こい	〃					
(5) その他	日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。						
4 遊漁料の額及	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所

びその納付の方法	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらま す ひめます い わな うぐい こ い ふな	さお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り）	円 600	円 6,000	組合事務所 及び指定販 売所
			わかさぎ	さお 竿釣り又は手釣り （餌釣り又は擬餌 釣り）			
<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、600円を加算した額とする。</p>							
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、湖底をかくはんしないこと。</p> <p>(5) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁の穴開けに際しては、専用ドリルを使用のうえ、穴の直径を15センチメートル以下とし、1平方メートル内に2箇所以上の穴開けはしないこと。</p> <p>(6) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。</p> <p>(7) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して設置したテント及び暖房器具を設置日のうちに撤去すること。</p> <p>(8) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して、スノーモービル及び車両により岩洞湖に侵入しないこと。</p>						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名称	松川淡水漁業協同組合					
	住所	八幡平市大更第35地割62番地					
2 漁業権の免許番号	内共第21号						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り	松川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		

		いわな	〃	〃	〃		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		松川八幡平市柏台えん堤上流端の上流50メートルの地点から同えん堤下流端の下流50メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで		
		松川八幡平市松川砂防えん堤上流端の上流200メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点までの間の区域			〃		
	(3) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下			
		いわな		〃			
		うぐい		10センチメートル以下			
	(4) その他	組合が濃密放流して開設するにじますの特設釣場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所及び指定販売所
			やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	1,000	6,000	
		雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800	4,000	
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び70歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び70歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
全魚種		あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
		やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	22,400	20,100		
	雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						

8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	雫石川漁業協同組合			
	住所	岩手郡雫石町寺の下49番地1			
2 漁業権の免許番号	内共第22号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り	鹿妻穴口頭首工水門から上流の雫石川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで
		こい	餌釣り 使用する釣竿は、 3本以内	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り 使用する釣竿は、 2本以内	〃	10月1日から翌年2月末日まで
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
		御所ダム堤体の上流600メートルから同堤体の下流450メートルまでの間の区域（大繋沢のうち猿田橋から上流の区域を除く。）			1月1日から12月31日まで
		鹿妻穴口頭首工水門から上流100メートルまでの間の区域			〃
葛根田川篠川原頭首工から下流50メートルまでの間の区域			〃		
葛根田川駒木野頭首工から下流50メートルまでの間の区域			〃		
竜川日影えん堤頭首工から下流60メートルまでの間の区域			〃		

		竜川橋場第2砂防えん堤から下流50メートルまでの間の区域					〃
(3) 漁具・漁法の制限		<p>ア 人工の種あゆを使用するあゆの友釣りは、禁止する。</p> <p>イ 船舶（無動力船、ヨット及びカヌーを含む。）による採捕は、禁止する。</p> <p>ウ 橋の上からの採捕は、禁止する。</p>					
(4) 全長の制限		名 称	禁止に係る全長				
		やまめ（ひかりを含む。）	15センチメートル以下				
		いわな	〃				
		うぐい	10センチメートル以下				
		こい	15センチメートル以下				
(5) その他		<p>次の区域において、3月1日から9月30日までの間、採捕したやまめ、いわな、うぐい及びかじかの所持及び販売をしてはならず、採捕した場で再放流しなければならない。</p> <p>矢筈橋から葛根田第二発電所えん堤までの区域</p>					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円 1,700	円	組合事務所及び指定販売所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 10,000	10,000	
	やまめ さくらます いわな うぐい わかさぎ かじか		餌釣り 擬餌釣り				
	こい ふな		餌釣り				
	雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り	円 1,000	7,000		
		こい ふな	餌釣り				
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、女性、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁承認証は、破損等をした場合以外は、再発行しない。</p> <p>(5) 日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。</p>						
7 漁場監視員に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						

関する事項	
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	雫石川東部漁業協同組合			
	住所	盛岡市中太田新田20番地46			
2 漁業権の免許番号	内共第22号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り どぶ釣りがら掛け	鹿妻穴口頭首工水門から下流の雫石川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り 筒	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
		こい	〃	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、2尾以内とする。				
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
		盛岡市上太田穴口鹿妻穴口頭首工水門の上流100メートルの地点から同水門の下流50メートルの地点までの雫石川本流の区域			1月1日から12月31日まで
(3) 漁具・漁法の制限	あゆの餌釣りは、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下		
	さくらます		20センチメートル以下		
	いわな		13センチメートル以下		
	うなぎ		30センチメートル以下		
	うぐい		10センチメートル以下		

		こい		"								
		ふな		"								
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所					
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 1,200	円 6,100	組合事務所 及び指定販売所					
			やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな	餌釣り 擬餌釣り								
			うなぎ	置釣り 筒								
			かじか	餌釣り								
			雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな				餌釣り 擬餌釣り	700	4,000		
		うなぎ		置釣り 筒								
		かじか		餌釣り								
		<p>ア 幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者を除き、全魚種の場合にあつては800円を、雑魚の場合にあつては300円を加算した額とする。</p>										
		(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人		団体	納付場所			
										全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け
やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな	餌釣り 擬餌釣り											
うなぎ	置釣り 筒											
かじか	餌釣り											
雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな						餌釣り 擬餌釣り				15,700	14,000
	うなぎ						置釣り 筒					
	かじか						餌釣り					
	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
8 違反者に対す	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											

る措置に関する 事項	
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名称	盛岡河川漁業協同組合			
	住所	盛岡市川目第9地割168番地1			
2 漁業権の免許番号	内共第23号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り 擬餌釣り	築川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から10月31日まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り	〃	7月1日から9月30日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から11月30日まで
		かじか	〃	〃	7月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間	
		築川日蔭とめの上流50メートルの地点から同とめの下流50メートルの地点までの区域		1月1日から12月31日まで	
		根田茂片貝橋下流端から宇曾沢とめの下流50メートルの地点までの区域。ただし、餌釣り及び擬餌釣りについては、宇曾根とめから上流50メートルまでの区域を除く。		〃	
		川目上天滝橋上流端の上流160メートルの地点から同地点の上流330メートルの地点までの区域		〃	
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及びあゆの餌釣りによる採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下			
	さくらます	20センチメートル以下			
	いわな	13センチメートル以下			
	うなぎ	30センチメートル以下			
	うぐい	10センチメートル以下			
	かじか	5センチメートル以下			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するにじますの特設釣場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。				

4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	円 1,000	円 7,000	組合事務所 及び指定販売所					
			やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り								
			うなぎ	置釣り								
		雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り	700	5,000						
			うなぎ	置釣り								
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>											
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所					
								全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100
									やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り		
									うなぎ	置釣り		
雑魚								やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000	
	うなぎ	置釣り										
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。											
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日											

1 漁業権者の名称及び住所	名称	稗貫川漁業協同組合
	住所	花巻市大迫町外川目第28地割76番地
2 漁業権の免許番号	内共第24号	

3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り	稗貫川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	餌釣り	〃	4月1日から11月30日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		こい	餌釣り	〃	〃			
	かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで				
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		花巻市大迫町外川目地内中居川と旭ノ又川との合流点から旭ノ又川上流の高洞取水留800メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで			
	花巻市大迫町内川目地内早池峰ダム堤体の上流250メートルの地点から同堤体の下流130メートルの地点までの間の区域			〃				
	(3) 漁具・漁法の制限	ア まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。						
		イ 次の区域における擬似餌のうちルアーによる採捕は、禁止する。 花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体から上流の折壁川と名目入川との合流点まで及び上流の久出内川と稗貫川との合流点までの間の区域						
(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	いわな		〃					
	うなぎ		30センチメートル以下					
	うぐい		10センチメートル以下					
	こい		〃					
	かじか		5センチメートル以下					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐい、こい、かじか若しくはにじますの特設釣場又はあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐい、こい、かじか若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り				
			うなぎ	餌釣り	1,500	11,000		
こい か			餌釣り					

			じか				
	雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り		1,200	8,000	
		うなぎ こい か じか	餌釣り				
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
			やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ こい か じか	餌釣り			
		雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000	
			うなぎ こい か じか	餌釣り			
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	上猿ヶ石川漁業協同組合				
	住 所	遠野市早瀬町二丁目4番21号				
2 漁業権の免許番号	内共第25号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り	遠野市宮守町下鱒	7月1日以降で組合が定めて公	

			沢26地割旧発電用水取水口えん堤から上流の猿ヶ石川本支流の免許区域	表する日から11月30日まで			
		がら掛け	〃	8月1日から11月30日まで			
	やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
	さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
	いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
	うなぎ	置釣り 餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで			
	うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす	〃	1月1日から12月31日まで			
	こい	餌釣り	〃	〃			
	ふな	〃	〃	〃			
	わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り	〃	12月1日から翌年2月末日まで			
	かじか	餌釣り やす	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
	琴畑川と広股川との合流点から上流の琴畑川の区域 (山落場沢)			1月1日から12月31日まで			
	遠野市九重沢地内の遠野第2ダムえん堤の下流端から同えん堤の下流130メートルの地点までの間の区域			〃			
(3) 漁具・漁法の制限	次の区域において、3月1日から11月30日までの期間は、がら掛けによる採捕を禁止する。 早瀬川自転車道橋上流端から初音橋下流端までの区域						
(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長				
	やまめ (ひかりを含む。)		13センチメートル以下				
	いwana		〃				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		〃				
	かじか		5センチメートル以下				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ若しくはいwanaの特設釣場又はあゆ、やまめ若しくはいwanaのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,800	円 12,000	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらます いwana わか	餌釣り 擬餌釣り			

			さぎ			
			うなぎ	置釣り 餌釣り		
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす		
			こい ふな	餌釣り		
			かじか	餌釣り やす		
	雑魚		やまめ さくらま す いwana わか さぎ	餌釣り 擬餌釣り	1,000	6,000
			うなぎ	置釣り 餌釣り		
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす		
			こい ふな	餌釣り		
			かじか	餌釣り やす		
	<p>ア 幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び遠野市の区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び遠野市以外の区域に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
		やまめ さくらま す いwana わか さぎ	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ	置釣り 餌釣り			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす			
		こい ふな	餌釣り			
		かじか	餌釣り やす			
		雑魚	やまめ さくらま す いwana わか さぎ			
	うなぎ		置釣り 餌釣り			
	うぐい		餌釣り 擬餌釣り やす			
	こい ふな		餌釣り			
	かじか		餌釣り やす			
5 遊漁承認証に	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					

関する事項	
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	猿ヶ石川漁業協同組合			
	住 所	花巻市東和町安俵 6 区53番地			
2 漁業権の免許番号	内共第25号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間
		あゆ	友釣り がら掛け	遠野市宮守町下鱒沢26地割旧発電用水取水口えん堤から下流の猿ヶ石川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	餌釣り 置釣り	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃
		こい	〃	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		わかさぎ	〃	〃	〃
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで
ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、日の出から午前7時までとし、2尾以内とする。					
イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
(2) 区域の制限	区 域			禁止期間	
	北上市更木町地内の臥牛発電所用水路えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までの間のあゆの友釣り又はがら掛けによる採捕を除く。）	
	花巻市東和町晴山地内のかぶら用水えん堤上流端の			〃	

		上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流 100メートルの地点までの間の区域								
		田瀬ダムえん堤上流650メートルの区域及び同えん 堤下流400メートルの区域			1月1日から12月31日まで					
	(3) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長							
		やまめ (ひかりを含む。)	13センチメートル以下							
		いwana	〃							
		うなぎ	30センチメートル以下							
		うぐい	10センチメートル以下							
		こい	20センチメートル以下							
		ふな	〃							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所			
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,300	円 9,000	組合事務所 及び指定販 売所			
			やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り						
			うなぎ	餌釣り 置釣り						
			雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ かじか				餌釣り 擬餌釣り	900	6,500
				うなぎ				餌釣り 置釣り		
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>								
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所			
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所			
			やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ (氷上釣 りを除く。) か じか	餌釣り 擬餌釣り						
			うなぎ	餌釣り 置釣り						
			雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ (氷上釣				餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000

		りを除く。) か じか うなぎ	餌釣り 置釣り			
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日					

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	豊沢川漁業協同組合				
	住 所	花巻市上町13番28号				
2 漁業権の免許番号	内共第26号					
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り がら掛け	豊沢川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間	
		やまめ	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで	
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣り	〃	1月1日から12月31日まで	
		うぐい	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	〃	
		こい	さお竿釣り（餌釣り）	〃	〃	
		ふな	〃	〃	〃	
	<p>ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から8月19日までの期間は、午前5時から午前8時までとする。</p> <p>イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。</p>					
(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
	豊沢ダムえん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで		

		志戸平新田えん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域					〃
		中島橋下流300メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					1月1日から12月31日まで（友釣りによるあゆの採捕を除く。）
		新淵端砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		寒沢川合流点下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		太田橋下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		道地橋下流600メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		不動橋下流200メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		東北本線鉄橋下流100メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
		豊沢橋下流20メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					〃
(3) 漁具・漁法の制限		豊沢橋から下流の区域及び太田橋（熊野橋）から上流の区域におけるあゆの採捕解禁日から8月19日までの期間は、がら掛けによるあゆの採捕は、禁止する。					
(4) 全長の制限		名 称	禁止に係る全長				
		やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下				
		いわな	〃				
		うなぎ	30センチメートル以下				
		うぐい	10センチメートル以下				
		こい	〃				
		ふな	〃				
(5) その他		組合が濃密放流して開設するやまめ若しくはいわなの特設釣場又はやまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 1,500	円 7,000	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらます いわな うぐい	さお竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ	置釣り 筒 穴釣り			
			こい ふな	さお竿釣り（餌釣り）			
	雑魚		やまめ さくらます	さお竿釣り（餌釣り又	800	4,000	

		す いわな うぐ い	は擬餌釣り)				
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣 り				
		こい ふな	さお 竿釣り (餌釣り)				
	あゆがら掛 け	あゆ	がら掛け	1,500	4,000		
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊 漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水 面漁業協同 組合連合会 事務所
			やまめ さくらま す いわな うぐ い	さお 竿釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)			
			うなぎ	置釣り 筒 穴釣 り			
			こい ふな	さお 竿釣り (餌釣り)			
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い	さお 竿釣り (餌釣り又 は擬餌釣り)	15,700	14,000	
			うなぎ	置釣り 筒 穴釣 り			
			こい ふな	さお 竿釣り (餌釣り)			
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守 るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p> <p>(5) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。</p> <p>(6) 遊漁者は、事故防止等のため立入を禁止している区域において遊漁をしないこと。</p>						
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名称	西和賀淡水漁業協同組合						
	住所	和賀郡西和賀町川尻40地割73番地11						
2 漁業権の免許番号	内共第27号							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	川尻橋から上流の 和賀川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
			がら掛け	分沢橋から下流の 和賀川本流の免許区域	9月10日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	川尻橋から上流の 和賀川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 全長の制限	名称	禁止に係る全長					
		やまめ	13センチメートル以下					
いわな		〃						
うぐい		〃						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り がら掛け	円 1,000	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
	雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	600	3,500			
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所	
		全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
			やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り				
		雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		

5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
6 遊漁に際し守るべき事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	和賀川淡水漁業協同組合			
	住 所	北上市芳町1番1号			
2 漁業権の免許番号	内共第28号				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間
		あゆ	さきお 竿釣り（友釣り） 使用する釣竿は、 1本	湯田ダムえん堤か ら下流の和賀川本 支流の免許区域	7月1日から12月31日の期間内 で組合が定めて公表する期間
		やまめ	さきお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	さきお 竿釣り又は手釣り （餌釣り） 置釣 り 筒 使用する釣竿は1 本、筒は20本以内	〃	6月1日から11月30日まで
		うぐい	さきお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	1月1日から12月31日まで
		かじか	やす 使用するやすは、 1本	〃	6月1日から11月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間

		湯田ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			1月1日から12月31日まで		
		石羽根ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			〃		
		北本内川及び小又川の全ての支流（沢）の区域			〃		
		仙人発電所放水口上流端から下流100メートルまでの区域			〃		
		入畑ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			〃		
		和賀大橋上流端からやな場施設上流端までの右岸の区域			4月1日から11月30日まで		
	(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）及び潜水による採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長				
		やまめ	15センチメートル以下				
		いわな	〃				
		うなぎ	30センチメートル以下				
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	きお 竿釣り（友釣り）	円 1,500	円 8,500	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらます いわな うぐい	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ	きお 竿釣り又は手釣り（餌釣り） 置釣り 筒			
			かじか	やす			
		雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,000	5,000	
			うなぎ	きお 竿釣り又は手釣り（餌釣り） 置釣り 筒			
			かじか	やす			
		ア 幼児、小学校児童、中学校生徒並びに北上市及び花巻市横志田の区域内に現に居住する住宅を所有する身体不自由者又は75歳以上の者は、無料とする。					
		イ 北上市及び花巻市横志田以外の区域に現に居住する住宅を所有する身体不自由者又は75歳以上の者は、半額とする。					
		ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	きお 竿釣り（友釣り）	円	円	岩手県内水

			やまめ さくらま す いわな うぐ い	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り）	22,400	20,100	面漁業協同 組合連合会 事務所
			うなぎ	きお 竿釣り又は手釣り （餌釣り） 置釣 り 筒			
			かじか	やす			
	雑魚		やまめ さくらま す いわな うぐ い	きお 竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り）	15,700	14,000	
			うなぎ	きお 竿釣り又は手釣り （餌釣り） 置釣 り 筒			
			かじか	やす			
5 遊漁承認証に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守 るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に 関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対す る措置に関する 事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施 行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名 称及び住所	名 称	胆江河川漁業協同組合				
	住 所	奥州市水沢区宮下町24番地				
2 漁業権の免許 番号	内共第29号 内共第30号 内共第31号 内共第32号					
3 遊漁について の制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	胆沢川及び衣川の 本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間	
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、 人首川及び衣川の 本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで	
		いわな	〃	胆沢川及び衣川の 本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	餌釣り（置針を除	胆沢川、広瀬川及	1月1日から12月31日まで	

			く。) 擬餌釣り	び人首川の本支流の免許区域			
	うぐい		餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、人首川及び衣川の本支流の免許区域		〃	
	こい		〃	広瀬川、人首川及び衣川の本支流の免許区域		〃	
	かじか		〃	胆沢川本支流の免許区域		6月1日から9月30日まで	
<p>組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。</p>							
(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
	奥州市胆沢区若柳地内県営胆沢第二発電所えん堤上流の愛宕橋から同えん堤下流端の下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで			
	奥州市胆沢区若柳地内茂井羅頭首工えん堤上流端の上流40メートルの地点から同えん堤下流端の下流60メートルの地点までの間の区域			〃			
	奥州市胆沢区若柳地内胆沢ダム堤体から同堤体下流端の下流1,000メートルまでの間の区域			〃			
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（魚卵及び餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。						
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下			
	いわな			〃			
	うなぎ			30センチメートル以下			
	うぐい			10センチメートル以下			
	こい			15センチメートル以下			
	かじか			5センチメートル以下			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ若しくはいわなの特設釣場又はやまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 1,200	円 8,400	組合事務所 及び指定販売所
			やまめ さくらます いわな うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	餌釣り（置針を除			

				く。) 擬餌釣り		
	雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 餌釣り (置針を除く。) 擬餌釣り	800	6,000	
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、日券に限り半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体
			あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100
		全魚種	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 餌釣り (置針を除く。) 擬餌釣り		
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 餌釣り (置針を除く。) 擬餌釣り	15,700	14,000
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。					
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日					

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	磐井川上流漁業協同組合				
	住 所	一関市厳美町字横森28番地				
2 漁業権の免許番号	内共第33号					
3 遊漁について	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間	

の制限の範囲	等の制限	やまめ	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	磐井川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		いwana	〃	〃	〃		
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで		
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下				
	いwana		〃				
	うぐい		10センチメートル以下				
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	一般遊漁料	全魚種	やまめ いwana うぐい	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	円 1,000	円 5,000	組合事務所及び指定販売所
<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>							
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	砂鉄川漁業協同組合					
	住 所	一関市大東町摺沢字但馬崎66番地1					
2 漁業権の免許番号	内共第34号						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り がら掛け	砂鉄川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	きお 竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで		

		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	手釣り（餌釣り）	〃	3月1日から11月30日まで		
		うぐい	きお竿釣り（餌釣り又は擬似釣り）	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	〃	〃	〃		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
		もくずがに	手釣り（餌釣り）	〃	7月1日から12月31日まで		
		ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、2尾以内とする。					
		イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		一関市大東町摺沢地内の小沼発電用水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までの間のあゆの友釣り又はがら掛けによる採捕を除く。）		
	(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）及び潜水による採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長			
		やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下			
		いわな		〃			
		うなぎ		30センチメートル以下			
		うぐい		12センチメートル以下			
		こい		15センチメートル以下			
		かじか		5センチメートル以下			
		もくずがに		5センチメートル以下（甲幅）			
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな、にじます若しくはこいの特設釣場又はやまめ、いわな、にじます若しくはこいのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,500	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらます いわな うぐい こい かじか	きお竿釣り（餌釣り又は擬似釣り）			
			うなぎ もくずがに	手釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい こい かじか	きお竿釣り（餌釣り又は擬似釣り）	1,000	5,000	

		うなぎ もくずが に	手釣り（餌釣り）				
	<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
やまめ さくらま す いwana うぐ い こい かじか			竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）				
うなぎ もくずが に			手釣り（餌釣り）				
雑魚		やまめ さくらま す いwana うぐ い こい かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	円 15,700	円 14,000		
		うなぎ もくずが に	手釣り（餌釣り）				
5 遊漁承認証に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
6 遊漁に際し守るべき事項	久慈川漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
7 漁場監視員に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
8 違反者に対する措置に関する事項	種市南漁業協同組合の遊漁規則の内容に同じ。						
9 遊漁規則の施行日	平成25年9月1日						